

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改正案
<p>I. 基本的考え方</p> <p>I-1 清算・振替機関等の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-1 清算・振替機関等の監督の目的と監督部局の役割</p> <p>清算機関（金商法第2条第29項に定める金融商品取引清算機関をいう。以下同じ。）、外国清算機関（同項に定める外国金融商品取引清算機関をいう。以下同じ。）、資金清算機関（資金決済法第2条第6項に定める資金清算機関をいう。以下同じ。）、振替機関（振替法第2条第2項に定める振替機関をいう。以下同じ。）及び取引情報蓄積機関（金商法第156条の64第3項に定める取引情報蓄積機関をいう。以下同じ。）（以下これを「清算・振替機関等」と総称する。）は、有価証券等の金融取引について、清算、振替、記録等の取引成立後の多量・多額の処理を行うものである。</p> <p>（注）金商法：金融商品取引法、資金決済法：資金決済に関する法律、振替法：社債、株式等の振替に関する法律（以下同じ。）</p> <p>清算・振替機関等において、取引成立後の多量・多額の処理が行われることで、その参加者等は効果的・効率的に業務遂行を行い、また、金融取引に係るリスクを削減することが可能となる。</p> <p>一方で、一度、清算・振替機関等の業務に問題が発生した場合には、参加者等は、集中化された多量・多額の取引の処理に係る重大なリスクに直面する可能性がある。また、多数の当事者と多量・多額の取引等を行う清算・振替機関等の健全性等に対する信頼が損なわれた場合には、金融システムに不測の混乱を招きかねない。</p> <p>このため、清算・振替機関等において、清算、振替、記録等の業務が的確に遂行され、適切なリスク管理が行われることは、清算・振替機関等に対する信頼を確保し、ひいてはわが国金融システムの安定を確保する観点から、重要である。</p> <p>清算・振替機関等の監督の目的は、こうした清算・振替機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保し、もって、わが国の金融の機能の安定の確保及び投資者等の保護に資することにある。</p> <p>効果的な監督行政を行うためには、検査部局（証券取引等監視委員会事務</p>	<p>I. 基本的考え方</p> <p>I-1 清算・振替機関等の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-1 清算・振替機関等の監督の目的と監督部局の役割</p> <p>清算機関（金商法第2条第29項に定める金融商品取引清算機関をいう。以下同じ。）、外国清算機関（同項に定める外国金融商品取引清算機関をいう。以下同じ。）、資金清算機関（資金決済法第2条第6項に定める資金清算機関をいう。以下同じ。）、振替機関（振替法第2条第2項に定める振替機関をいう。以下同じ。）及び取引情報蓄積機関（金商法第156条の64第3項に定める取引情報蓄積機関をいう。以下同じ。）（以下これを「清算・振替機関等」と総称する。）は、有価証券等の金融取引について、清算、振替、記録等の取引成立後の多量・多額の処理を行うものである。</p> <p>（注）金商法：金融商品取引法、資金決済法：資金決済に関する法律、振替法：社債、株式等の振替に関する法律（以下同じ。）</p> <p>清算・振替機関等において、取引成立後の多量・多額の処理が行われることで、その参加者等は効果的・効率的に業務遂行を行い、また、金融取引に係るリスクを削減することが可能となる。</p> <p>一方で、一度、清算・振替機関等の業務に問題が発生した場合には、参加者等は、集中化された多量・多額の取引の処理に係る重大なリスクに直面する可能性がある。また、多数の当事者と多量・多額の取引等を行う清算・振替機関等の健全性等に対する信頼が損なわれた場合には、金融システムに不測の混乱を招きかねない。</p> <p>このため、清算・振替機関等において、清算、振替、記録等の業務が的確に遂行され、適切なリスク管理が行われることは、清算・振替機関等に対する信頼を確保し、ひいてはわが国金融システムの安定を確保する観点から、重要である。</p> <p>清算・振替機関等の監督の目的は、こうした清算・振替機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保し、もって、わが国の金融の機能の安定の確保及び投資者等の保護に資することにある。</p> <p>効果的な監督行政を行うためには、清算・振替機関等の検査を行う検査部</p>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改正案
<p>局及び金融庁検査局をいう。以下同じ。)の「オンサイト」と監督部局の「オフサイト」の双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることが必要であり、実効性の高い監督を実現するためには、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-1 監督指針策定の趣旨</p> <p>わが国の決済システムについては、平成12年の金融審議会報告書「21世紀に向けた証券決済システム改革について」以降、平成14年の社債・国債等のペーパーレス化及び清算機関の制度整備、平成21年の株券電子化実現、平成24年の店頭デリバティブの清算・取引情報保存義務導入など、清算・振替機関等の行う業務の拡大・複雑化が進んでいる。</p> <p>また、先般の金融危機の教訓等を踏まえ、国際決済銀行(BIS)・支払決済システム委員会(CPSS)(注)と証券監督者国際機構(IOSCO)において、既存の資金決済システム、証券決済システム、清算機関に関する国際基準の包括的な見直しが行われ、これらの基準を統合し、強化を図った「金融市場インフラのための原則」が策定・公表されるなど、清算・振替機関等に係る国際的な規制環境も大きく変化している。</p> <p>(注)支払決済システム委員会(CPSS)は、平成26年9月1日に決済・市場インフラ委員会(CPMI)へ名称を変更した。</p> <p>このような状況の下、新たな国際基準も踏まえつつ、清算・振替機関等に対する監督上の着眼点と監督手法等を明確化し、日常の監督事務を効果的に遂行し、もって清算・振替機関等における一層的確な業務運営の確保を図るため、本監督指針を策定することとした。</p> <p>本監督指針は、清算・振替機関等の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てについて各々の清算・振替機関等に一律適用することが求められているものではない。</p> <p>従って、本監督指針の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、公益又は投資者保護等の観点から問題のな</p>	<p>局の「オンサイト」と監督部局の「オフサイト」の双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることが必要であり、実効性の高い監督を実現するためには、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-1 監督指針策定の趣旨</p> <p>わが国の決済システムについては、平成12年の金融審議会報告書「21世紀に向けた証券決済システム改革について」以降、平成14年の社債・国債等のペーパーレス化及び清算機関の制度整備、平成21年の株券電子化実現、平成24年の店頭デリバティブの清算・取引情報保存義務導入など、清算・振替機関等の行う業務の拡大・複雑化が進んでいる。</p> <p>また、先般の金融危機の教訓等を踏まえ、国際決済銀行(BIS)・支払決済システム委員会(CPSS)(注)と証券監督者国際機構(IOSCO)において、既存の資金決済システム、証券決済システム、清算機関に関する国際基準の包括的な見直しが行われ、これらの基準を統合し、強化を図った「金融市場インフラのための原則」が策定・公表されるなど、清算・振替機関等に係る国際的な規制環境も大きく変化している。</p> <p>(注)支払決済システム委員会(CPSS)は、平成26年9月1日に決済・市場インフラ委員会(CPMI)へ名称を変更した。</p> <p>このような状況の下、新たな国際基準も踏まえつつ、清算・振替機関等に対する監督上の着眼点と監督手法等を明確化し、日常の監督事務を効果的に遂行し、もって清算・振替機関等における一層的確な業務運営の確保を図るため、本監督指針を策定することとした。</p> <p>本監督指針は、清算・振替機関等の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てについて各々の清算・振替機関等に一律適用することが求められているものではない。</p> <p>従って、本監督指針の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、公益又は投資者保護等の観点から問題のな</p>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改正案
<p>い限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、公益又は投資者保護等の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。</p> <p>なお、金融商品取引所が内閣総理大臣の承認（金商法第 156 条の 19 第 1 項）を得て行うことができる清算業務についても、金商法上、清算機関と同一の規制に服し、本監督指針の対象となる。</p> <p>また、国債の振替については、日本銀行を振替業を営む者として指定できるとする特例（振替法第 47 条第 1 項）がある。当該規定に基づき振替業を行っている日本銀行に対し、本監督指針の下で振替法の定めるところにより監督を行うに当たっては、日本銀行法に基づき運営されている日本銀行の組織の特殊性に留意するとともに、その業務運営における自主性に十分配慮する。</p> <p>以上を踏まえ、<u>金融庁総務企画局市場課及び監督局銀行第一課</u>は、本監督指針に基づき、清算・振替機関等の監督事務を実施する。</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅱ. 清算・振替機関等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅱ－2 法令解釈等外部からの照会への対応</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅱ－2－3 グレーゾーン解消制度</p> <p>（中略）</p> <p>（1）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁総務企画局政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁総務企画局政策課</u>は、下記（2）③の記載</p>	<p>い限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、公益又は投資者保護等の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。</p> <p>なお、金融商品取引所が内閣総理大臣の承認（金商法第 156 条の 19 第 1 項）を得て行うことができる清算業務についても、金商法上、清算機関と同一の規制に服し、本監督指針の対象となる。</p> <p>また、国債の振替については、日本銀行を振替業を営む者として指定できるとする特例（振替法第 47 条第 1 項）がある。当該規定に基づき振替業を行っている日本銀行に対し、本監督指針の下で振替法の定めるところにより監督を行うに当たっては、日本銀行法に基づき運営されている日本銀行の組織の特殊性に留意するとともに、その業務運営における自主性に十分配慮する。</p> <p>以上を踏まえ、<u>監督部局</u>は、本監督指針に基づき、清算・振替機関等の監督事務を実施する。</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅱ. 清算・振替機関等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅱ－2 法令解釈等外部からの照会への対応</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅱ－2－3 グレーゾーン解消制度</p> <p>（中略）</p> <p>（1）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>は、下記（2）③の</p>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改正案
<p>要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。</p> <p>(2) 照会書受領後の流れ</p> <p>照会書を受け付けた後は、<u>総務企画局政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</p> <p>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 回答</p> <p>① 照会書を回付された課室は、<u>総務企画局政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書及びその写しが照会窓口到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。</p> <p>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照</p>	<p>記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。</p> <p>(2) 照会書受領後の流れ</p> <p>照会書を受け付けた後は、<u>総合政策局総合政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</p> <p>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 回答</p> <p>① 照会書を回付された課室は、<u>総合政策局総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書及びその写しが照会窓口到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。</p> <p>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照</p>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改正案
<p>らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</p> <p>② 金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として1か月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、<u>総務企画局政策課</u>を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</p> <p>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、<u>総務企画局政策課</u>を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</p> <p>③ 金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第9条第3項の規定により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、<u>総務企画局政策課</u>又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。また、当該関係行政機関の長から、原則として1か月以内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。</p>	<p>らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</p> <p>② 金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として1か月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、<u>総合政策局総合政策課</u>を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</p> <p>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、<u>総合政策局総合政策課</u>を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</p> <p>③ 金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第9条第3項の規定により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、<u>総合政策局総合政策課</u>又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。また、当該関係行政機関の長から、原則として1か月以内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。</p>